

V-2 賃金要件・資格等手当要件に係る支給申請

申請先

主たる事業所（P.5参照）を管轄する労働局

- ※ 労働局の担当部署及び連絡先は、このパンフレットの最後のページに掲載しています。
- ※ 都道府県によっては、ハローワークでも受け付けている場合もあります。

申請期間

全ての対象労働者に対して、要件を満たす賃金又は資格等手当を3か月間継続して支払った日の翌日から5か月以内

申請様式 ダウンロード

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html



支給申請（賃金要件・資格等手当要件分）時に必要な書類

<input type="checkbox"/>	制度導入支給申請書（訓練休暇様式第4号）
<input type="checkbox"/>	支給決定通知書
<input type="checkbox"/>	賃金要件等確認シート（訓練休暇様式第12号）
<input type="checkbox"/>	賃金要件の場合 賃金増額改定 前後 の雇用契約書
<input type="checkbox"/>	賃金増額改定前後3か月又は資格等手当支払前後3か月の 賃金台帳等
<input type="checkbox"/>	資格等手当要件の場合 資格等手当について規定をした 労働協約、就業規則又は労働契約等

※ これらの書類のほかに、労働局長が書類の提出を求める場合があります。